

函館市まちなか店舗機能向上改修費補助金交付申請書 添付書類

【申請する時】 _____ 様式第1号, 2号, 3号

- ① 登記事項証明書の写し（建物所有者の場合）
※証明書に記載されている名義人が申請書に記載する申請者になります。
（法人（代表者まで記載），個人）

 - ② 賃貸契約書の写し（賃貸者申請の場合）
建物所有者の工事承諾書（ // ）
※契約書に記載されている名義人が申請書に記載する申請者になります。
（法人（代表者まで記載），個人）

 - ③ 市税の納税証明書（市税に滞納がないことの証明）
※納税証明申請書を函館市役所1階の窓口に提出し交付してもらってください。（手数料300円がかかります）
※市税の納税義務がない場合も証明書を提出してください。

 - ④ 工事見積書の写し

 - ⑤ 〔付近見取図（周囲の道路がわかる図面）
工事施工図面（建物のどこに何の工事を行うかがわかる図面）
- 補助金を受ける際の注意事項
- ・日よけを設置する場合は、道路占用物設置基準や消防法に基づく規制を守らなければなりません。
 - ・国道沿いに日よけを設置する場合は占用料がかかり、設置できる（日よけを出せる）期間は社会実験等の実施期間となります。
 - ・補助金の交付を受け設置した設備等は、原則10年間（最大）は撤去したり他人に譲ったりできません。賃貸人の変更などの場合は相談して下さい。

【工事が完成した時】 _____ 様式第9号

- ① 施工前，施工後の写真
※比較ができるように同じアングルで普通紙に印刷して下さい。
どちらも撮影日を記載して下さい。

- ② 補助対象工事に係る工事請負契約書の写し。

- ③ 補助対象工事の費用の支払いが確認出来るもの（領収書等の写し）。

【不明な点は、都市建設部都市計画課にお問い合わせください 21-3361】